

教材における正誤のお知らせ

このたび「発展問題集 アドバンス」につきまして、下記の正誤が発見されました。受講生の皆様にはご迷惑をおかけしました。誠に申し訳ございませんでした。お手数ではございますが、ご修正の上ご使用くださいますようお願い申し上げます。

末筆ながらスタッフ・講師一同、皆様の合格を心より祈念しております。

	誤	正
P. 58 問題 25 肢 5 解説	留保される旨が定められていた場合でも、Aが既に丁について占有改定による引渡しを受けていたときは、Aは、Dに対して本件譲渡担保権を当然に主張することができることになります。	留保される旨が定められていた場合、Aは、Dに対して本件譲渡担保権を主張することができないことになります。

以 上